

大阪音楽大学学則

文部省校大第31号認可：1958年11月10日

最近改定：2018年 4月 1日

第 1 章 総 則

(目的及び使命)

第 1 条 本学は音楽芸術に関する知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用能力を展開させ、良識ある音楽家を育成することを目的並びに使命とする。

(人材養成及び教育研究上の目的)

第 1 条の2 本学は世界に広がる音楽文化や関連諸領域を広量な精神をもって理解、摂取し、時代を革新する創造的な音楽の発信者や音楽文化の担い手となる、高い音楽能力と幅広い人間力を備えた、良識ある音楽人を育成するため、次の各号にかかげる事項を教育目標とする。

- (1)世界の音楽、並びに音楽に関連するもろもろの芸術や学問を幅広く身に付けた、広量な精神をもった音楽人の育成
- (2)世界の音楽文化の知と技を確実に継承しつつ、時代を革新する創造的な音楽を生み出し、広く社会に発信できる、創造性あふれる音楽家の育成
- (3)高い音楽性を核とした豊かな人間力によって、多くの人々から信頼を受け社会を牽引できる音楽人の育成
- (4)世界に広がる様々な音楽文化の意義や価値、さらには音楽の深い精神性を伝えることのできる教育能力を備えた音楽人の育成

(自己評価等)

第 2 条 本学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2. 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(情報の積極的な提供)

第 3 条 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供・開示する。

第 2 章 学部、学科及び課程の組織

(学部)

第 4 条 本学に次の学部を置く。
音 楽 学 部

(学科)

第 5 条 音楽学部に次の学科を置く。
音 楽 学 科

(大学院)

第 6 条 本学に大学院を置く。大学院に関する規則は別に定める。

(音楽専攻科)

第 7 条 本学に音楽専攻科を置く。音楽専攻科に関する規則は別に定める。

第 3 章 入学定員及び収容定員

(学生定員)

第 8 条 本学の学生定員は次のとおりとする。

	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
音 楽 学 部	210人	30人	900人
音 楽 学 科	210人	30人	900人

第 4 章 修業年限、学年、学期、授業期間及び休業

(修業年限)

第 9 条 本学の修業年限は4年とする。ただし、再入学・転入学・編入学した者については、再入学・転入学・編入学した学年の残余の年数を修業年限とする。

(学年)

第 10 条 学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第 11 条 学年を分けて次の2期の学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第 12 条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とする。

(各授業科目の授業期間)

第 13 条 各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがある。

(休業日)

第 14 条 学年中の休業日は次のとおりとする。

日 曜 日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
本学創立記念日	10月15日(日曜日にあたっている場合はその翌々日の火曜日を休業日とする)
夏 季 休 業	7月26日から8月31日まで

冬 季 休 業	12月23日から1月7日まで
春 季 休 業	3月21日から3月31日まで

(臨時休業日、臨時授業日)

- 第 15 条 前条に規定する休業日のほかに、教授会の審議を経て学長が臨時に休業日とすることがある。
2. 前条に規定する休業日のうち一部を、教授会の審議を経て学長が臨時に授業日とすることがある。

第 5 章 入学、再入学、転入学、編入学、休学、復学、退学、転学および除籍、復籍

(入学の時期)

- 第 16 条 入学は学年の始めとする。

(入学資格)

- 第 17 条 1年次に入学を許可される者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学所定の入学試験に合格した者とする。
- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)
 - (3) 文部科学大臣が定めるところにより、本項第1号または第2号と同等以上の学力があると認められた者
 - イ 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
 - ロ 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - ハ 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
 - ニ 文部科学大臣の指定した者
 - ホ 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - ハ 高等学校に文部科学大臣が定める年数以上在学し、他大学に入学した者であって、本学において本学の教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
 - ト 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者
2. 3年次に編入学を許可される者は、次の各号の一に該当し、かつ、本学所定の試験に合格した者とする。
- (1) 短期大学または大学を卒業した者
 - (2) 文部科学大臣の指定した者
 - (3) 本学において本項第1号、第2号と同等の資格を有すると認めた者

(入学願)

- 第 18 条 入学志願者は指定の期日までに入学願書に所定の書類及び入学検定料を添えて提出しなければならない。

(入学許可)

- 第 19 条 第17条に基づき、入学資格を満たした者が入学の許可を受けようとするときは、指定の期日までに入学手続納付金を納入しなければならない。
2. 入学手続納付金とは入学金をいう。

(保証人)

- 第 20 条 入学を許可された者は1名の保証人の誓約書を提出しなければならない。
2. 保証人は独立生計を維持する者であり、よくその任に堪えられる成年で原則として日本に在住し、本学において適当と認めた者であることを要する。
3. 保証人を変更する場合はその理由を付して直ちに届け出なければならない。

(入学許可の取り消し)

- 第 21 条 第19条及び第20条の規定に違反した者は入学の許可を取り消すことがある。

(納付金の返還)

- 第 22 条 既納の入学検定料・入学手続納付金は原則として返還しない。

(再入学)

- 第 23 条 本条第2項に該当する場合、本学に再入学することができる。
2. 本学を退学し再入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
3. 再入学を許可された者の授業料、施設費、教職課程履修料および在籍料は当該年度における当該年次の納入額とする。

(転入学)

- 第 24 条 本条第2項に該当する場合、本学に転入学することができる。
2. 他の大学または相当の教育機関より転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り選考の上、相当年次に入学を許可することがある。
3. 転入学を許可された者の授業料、施設費、教職課程履修料および在籍料は当該年度における当該年次の納入額とする。

(休学、復学)

- 第 25 条 疾病その他の事由によって欠席が2ヶ月以上にわたるときは、許可を得て休学することができる。休学の期間を終了したときには、すみやかに復学するものとする。
2. 休学しようとする者は、その期間及びその事由を付して願い出なければならない。
3. 疾病あるいは負傷のために休学するときには、医師の診断書を添えなければならない。

(休学の期間)

- 第 26 条 休学は1年を超えることはできない。ただし、特別の事由があるときは許可を得て、引き続きさらに1年を限度に期間を延長することができる。
2. 休学の期間は通算して2年を超えることができない。
3. 休学した期間はこれを在学期間に算入しない。

(休学期間内の復学)

第 27 条 休学期間内において事由がやんだときは復学願に医師の診断書または理由書を添え許可を得て復学することができる。ただし、休学前までに納入すべき授業料・施設費が未納の場合、または休学期間中の在籍料が未納の場合は復学することはできない。

(退学、転学)

第 28 条 退学または他の大学あるいは短期大学へ転学を希望する者はその事由を付して願い出て許可を得なければならない。

(除籍、復籍)

第 29 条 本学の学生で次の各号の1に該当する者はこれを除籍する。
 (1) 修業年限の2倍の期間を経過してもなお卒業に必要な単位を修得できない者
 (2) 督促を受けても授業料・施設費・在籍料を納入しない者
 (3) 1年以上行方不明の者
 ただし、(2)に該当した者が未納の授業料・施設費を納入した場合、復籍を認めることがある。復籍に関する規則は別に定める。

(裁定)

第 30 条 本章に規定する入学・再入学・転入学・編入学・休学・退学・転学の許可並びに入学の取り消し・除籍・復籍は、教授会の審議を経て学長が行う。

第 6 章 教育課程等

(卒業要件)

第 31 条 1年次入学生は、本学に4年以上在学し、3年次編入学生は、本学に2年以上在学し、下記を含む124単位以上を修得することを卒業要件とする。

一般教育科目	21単位以上
外国語科目	8単位以上
保健体育科目	2単位以上
専門教育科目	80単位以上

2. 前項の124単位には、教職に関する科目の中で本学が指定する科目を合計6単位まで含めることができる。

(教育職員免許状の取得)

第 32 条 教育職員免許状を得ようとする者は前条の卒業要件を充足するとともに、教育職員免許法及び同法施行規則に定める単位を修得しなければならない。

2. 前項により取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

音 楽 学 科	中学校教諭1種免許状 (音楽)
	高等学校教諭1種免許状 (音楽)

(授業科目等)

第 33 条 第1条の目的を達成するため、授業科目を開設する。

(1) 卒業要件に関する科目、単位数等は別表第Ⅰに定める。
 (2) 教職に関する科目、単位数等は別表第Ⅱに定める。

2. 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

(単位算定基準)

第 34 条 1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により15時間をもって1単位とすることがある。
 - (3) 実験・実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業科目により30時間をもって1単位とすることがある。
 - (4) 個人指導による音楽実技の授業については、5時間の授業をもって1単位とする。
 - (5) 一の授業科目について、講義・演習・実験・実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ(1)～(3)の基準を考慮して定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (6) 科目において、授業時間外に必要なとする学修の量及びその教育効果を測り1単位相当の授業時数を別に定めることがある。この場合、演習については15時間から30時間の範囲の授業をもって1単位とし、実験・実習・実技については30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
2. 卒業論文・卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して、単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修の内容を考慮して、単位を定める。

第 7 章 単位の授与、認定及び学習の評価

(単位の授与)

第 35 条 一の授業科目を履修した学生に対し、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、卒業論文・卒業研究・卒業作品・卒業演奏等の授業科目については、別に定める方法により学修の成果を評価して単位を与える。

(他の大学または短期大学における授業科目の履修等)

第 36 条 本学が教育上有益と認めるとき、学生が本学の定めるところにより他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が外国の大学または短期大学に留学する場合に準用する。

(前条以外の教育施設等における学修)

第 37 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

- 第 38 条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む)を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
2. 本学が教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、本学の定めるところにより単位を与えることができる。
 3. 前2項により本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、転入学の場合を除き、合わせて1年次入学時は30単位、3年次編入学時は62単位を超えないものとする。
 4. 入学前の既修得単位認定の基準は別に定める。

(成績評価)

- 第 39 条 成績評価は、試験および平常の成績によって行い、秀・優・良・可・不可をもってあらわし、可以上を合格とする。

(成績評価基準等の明示)

- 第 40 条 学生に対して授業の方法および内容並びに授業計画をあらかじめ明示する。
2. 学修の成果に係る評価および卒業の認定に当たっては、客観性および厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

第 8 章 卒業及び学士の学位授与

(卒業の認定)

- 第 41 条 1年次に入学し4年以上在学した者及び3年次に編入学し2年以上在学した者の所定の課程修了の認定及び卒業の認定は、教授会の審議を経て学長が行う。
2. 卒業を認定された者には、卒業証書を授与する。

(学士の学位授与)

- 第 42 条 学長は本学を卒業した者に対し学士(音楽)の学位を授与する。
2. 学位に関する規則は、別に定める。

(学籍の失効)

- 第 43 条 本学において学士の学位を得た者はその学籍を失う。

第 9 章 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料及び入学検定料

(授業料等納入の期日)

- 第 44 条 授業料等納付金は本学が指定した期日までに納入しなければならない。
2. 授業料等納付金を前項の期日までに納入しない者には出席停止(受験停止を含む)を命ずることがある。

(授業料等の金額)

- 第 45 条 第17条第1項に定める1年次入学生の、授業料・施設費・入学金・教職課程履修料、在籍料及び入学検定料の額は別表第Ⅲ-(1)に定める。

2. 第17条第2項に定める3年次編入学生の、授業料・施設費・入学金・在籍料及び入学検定料の額は、別表第Ⅲ－(2)に定める。
3. 第32条に定める教育職員免許状を得ようとする場合、別表第Ⅲ－(1)に定める教職課程履修料を納入しなければならない。

(授業料の不還付)

第 46 条 既納の授業料は第47条による場合のほか、いかなる事由があっても返還しない。

(休学期間中の授業料・施設費及び在籍料)

- 第 47 条 休学期間中の授業料・施設費は免除する。免除額の算定は月単位とする。
2. 休学期間中は在籍料を納入しなければならない。納付額の算定は月単位とする。
 3. その他休学期間中の在籍料について必要な事項は別に定める。

第 10 章 職員組織

(学長)

第 48 条 本学に学長を置く。学長は校務を掌り所属職員を統督する。学長の任用については別に定める。

(副学長)

- 第 49 条 本学に副学長を置く。
2. 副学長は、学長が教授会の審議を経て、教授会構成員の中から任命する。
 3. 副学長は学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。学長に事故あるときは学長の職務を代理し、学長が欠けたときは学長の職務を代行する。

(職員組織)

- 第 50 条 本学に教授・准教授・講師・助教・助手・事務職員及びその他の職員を置く。
2. 本学に特任教員を置くことができる。特任教員に関する事項は別に定める。
 3. 本学に名誉教授を置くことができる。名誉教授に関する事項は別に定める。
 4. 本学に客員教員を置くことができる。客員教員に関する事項は別に定める。

第 11 章 教授会

(教授会)

第 51 条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第 52 条 教授会は学長・教授・准教授・講師・助教をもって構成する。

(招集、議長、成立の要件、定例及び臨時教授会)

- 第 53 条 教授会は学長がこれを招集し、議長は教授会構成員の中から互選する。
2. 教授会は3分の2以上の出席をもって成立する。
 3. 教授会は定例として月1回招集する。ただし、学長または議長が特別に必要と認めるとき、あるいは3分の1以上の構成員から請求があるときは臨時に招

集しなければならない。

4. 教授会の運営にあたって必要な事項は別に定める。

(審議事項)

第 54 条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
2. 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する次の各号の事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- イ 学則の制定及び改定に関する事項
 - ロ 学生生活及び勉学環境の整備に関する事項
 - ハ 学籍異動・賞罰等学生に関する事項
 - ニ 学長・名誉教授・教授・准教授・講師・助教・助手・その他授業を担当する者の任免について理事会に推薦する事項
 - ホ 他大学または短期大学との間の単位互換等、他の教育機関との協定に関する事項

第 12 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生

(科目等履修生及び聴講生)

第 55 条 本学で開講されている授業科目の履修を希望し、学長が相当の学力があると認めた者に対しては、当該科目の授業及び研究に支障のない限り科目等履修生または聴講生としてこれを許可することができる。科目等履修生に関する規程及び聴講生に関する規程は別に定める。

(履修期間、聴講期間)

第 56 条 科目等履修生の履修を許可する時期、及び聴講生の受講を許可する時期は学年又は学期の始めとし、履修、聴講の期間は1年又は1学期とする。ただし、本人の希望によりその期間を更新することができる。

(履修料、聴講料等)

第 57 条 科目等履修生の履修料及び聴講生の聴講料、並びにその他納入しなければならない費用は別表第IVに定める。

(単位互換)

第 58 条 大学設置基準第28条第1項に基づき、他の大学または短期大学との協議により当該他大学または短期大学との間に単位互換の協定を結ぶことができる。

2. 単位互換の協定に関して必要な事項は別に定める。

(特別聴講学生)

第 59 条 前条の協定により受け入れた本学の授業科目を履修する学生を特別聴講学生と称する。

2. 特別聴講学生に関して必要な事項は別に定める。

(科目等履修生、特別聴講学生の準用規定等)

- 第 60 条 科目等履修生及び特別聴講学生に対しては、本学則の第10条～15条、第33条～35条、第40条の規定を準用する。
2. 聴講生に対しては、本学則の第10条～15条及び第40条第1項を準用する。

第 13 章 留 学 生

(受入れ、送出し)

- 第 61 条 外国人で本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。外国人留学生に関する規程は別に定める。
2. 外国人留学生に対しては、本学則を適用または準用することができる。
3. 本学学生で海外提携校に留学を希望する者があるときは、選考の上、許可することがある。海外提携校留学に関する規程は別に定める。

第 14 章 公 開 講 座

(公開講座)

- 第 62 条 本学は広く芸術に関する知識・技能を高め、芸術文化の向上に資するため公開講座を行うことがある。
2. 公開講座の実施については別に定める。

第 15 章 賞 罰

(表彰)

- 第 63 条 学業・性行その他の業績において特に優れている学生に対しては教授会の審議を経て学長が表彰することができる。

(懲戒)

- 第 64 条 本学の学則に違背し、その他学生の本分にもとる言動がある者には、教授会の審議を経て学長が懲戒を加える。

(懲戒の種類)

- 第 65 条 懲戒の種類は譴責・停学・放學とする。

(放學)

- 第 66 条 在学中次の各号の1に該当する者は放學とする。
- (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第 16 章 音楽メディアセンター (附属図書館・楽器資料館)

(音楽メディアセンター)

- 第 67 条 本学に音楽メディアセンターを置く。

2. 音楽メディアセンターに関する規程は別に定める。

(図書館)

- 第 68 条 音楽メディアセンター内に本学附属図書館を置く。
2. 附属図書館に関する規程は別に定める。

(楽器資料館)

- 第 69 条 音楽メディアセンター内に本学楽器資料館を置く。
2. 楽器資料館に関する規程は別に定める。

第 17 章 学 生 寮

(学生寮)

- 第 70 条 本学に学生寮を設ける。学生寮には本学の学生であって原則として自宅通学の困難な者が入寮できる。
2. 学生寮に関する規程は別に定める。

第 18 章 事務組織等

(事務組織)

- 第 71 条 本学はその事務を処理するため、専任の職員を置き、適当な事務組織を設ける。これについては別に定める。

(学生生活、勉学上の環境整備の組織)

- 第 72 条 本学は、学生生活及び学生の勉学上の環境を整えるために、適当な組織を設ける。これについては別に定める。

附 則

この学則は、1958年4月1日から施行する。

附 則 (1960年4月1日)

この学則は、1960年4月1日から施行する。

附 則 (1967年4月1日)

この学則は、1967年4月1日から施行する。

附 則 (1968年4月1日)

この学則は、1968年4月1日から施行する。

附 則 (1969年4月1日)

この学則は、1969年4月1日から施行する。

附 則 (1972年4月1日)

この学則は、1972年4月1日から施行する。

附 則 (1974年2月1日)

この学則は、1974年2月1日から施行する。

附 則（1974年4月1日）

この学則は、1974年4月1日から施行する。

附 則（1975年4月1日）

この学則は、1975年4月1日から施行する。

附 則（1976年4月1日）

この学則は、1976年4月1日から施行する。

附 則（1977年4月1日）

この学則は、1977年4月1日から施行する。

附 則（1978年4月1日）

この学則は、1978年4月1日から施行する。

附 則（1979年4月1日）

この学則は、1979年4月1日から施行する。

附 則（1980年4月1日）

この学則は、1980年4月1日から施行する。

附 則（1981年4月1日）

この学則は、1981年4月1日から施行する。

附 則（1982年4月1日）

この学則は、1982年4月1日から施行する。

附 則（1983年4月1日）

この学則は、1983年4月1日から施行する。

附 則（1984年4月1日）

この学則は、1984年4月1日から施行する。

附 則（1985年4月1日）

この学則は、1985年4月1日から施行する。

附 則（1986年4月1日）

この学則は、1986年4月1日から施行する。

附 則（1987年4月1日）

この学則は、1987年4月1日から施行する。

附 則（1988年4月1日）

この学則は、1988年4月1日から施行する。

附 則（1989年4月1日）

この学則は、1989年4月1日から施行する。

附 則（1990年4月1日）

この学則は、1990年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則（1991年4月1日）

この学則は、1991年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則（1992年4月1日）

この学則は、1992年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則（1993年4月1日）

この学則は、1993年4月1日から施行する。

1990年4月1日以前に在学した者が1990年4月1日以後に卒業または修了する場合の教員養成課程は、1989年度学則に定める課程による。

附 則（1994年4月1日）

この学則は、1994年4月1日から施行する。

附 則（1995年4月1日）

この学則は、1995年4月1日から施行する。

附 則（1996年4月1日）

この学則は、1996年4月1日から施行する。

附 則（1997年4月1日）

この学則は、1997年4月1日から施行する。

附 則（1998年4月1日）

この学則は、1998年4月1日から施行する。

附 則（1999年4月1日）

この学則は、1999年4月1日から施行する。

附 則（2000年4月1日）

この学則は、2000年4月1日から施行する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部にて在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。

2000年3月31日以前に大阪音楽大学音楽専攻科にて在学する者については、当該入学

年度の旧学則を適用する。

附 則（2001年4月1日）

この学則は、2001年4月1日から施行する。

2001年4月1日以降入学者に適用する。それ以前の入学者に対しては、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

2001年3月31日以前に制定された規程等における学則条文番号の読み替えについては、当分の間「学則条文番号読み替えについて」（2001年4月1日制定）によるものとする。

附 則（2002年4月1日）

この学則は、2002年4月1日から施行する。

2002年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

附 則（2003年4月1日）

この学則は、2003年4月1日から施行する。

2003年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

附 則（2004年4月1日）

この学則は、2004年4月1日から施行する。

2004年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

附 則（2005年4月1日）

この学則は、2005年4月1日から施行する。

2005年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用する。

本学則第5条の「音楽学専攻」及び「邦楽専攻」の呼称については、2005年4月1日現在の当該専攻の全在籍学生に適用する。

附 則（2006年4月1日）

この学則は、2006年4月1日から施行する。

2006年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第25条・第26条・第27条については本学則を適用

する。

附 則（2007年4月1日）

この学則は、2007年4月1日から施行する。

2007年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。

附 則（2008年4月1日）

この学則は、2008年4月1日から施行する。

2008年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

附 則（2009年4月1日）

この学則は、2009年4月1日から施行する。

2009年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

附 則（2010年4月1日）

この学則は、2010年4月1日から施行する。

2010年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

附 則（2011年4月1日）

この学則は、2011年4月1日から施行する。

2011年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

附 則（2012年4月1日）

この学則は、2012年4月1日から施行する。

2012年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。なお、編入学を許可された者については、当該年次に適用される学則を適用する。ただし、本学則第61条については本学則を適用する。

2012年4月から、作曲学科（10人）、声楽学科（45人）、器楽学科（155人）の1年次入学生の学生募集を停止するとともに、2014年4月から、作曲学科（2人）、声楽学科（8人）、器楽学科（20人）の3年次編入学生の学生募集を停止し、在学生在が皆無となった時をもって作曲学科、声楽学科、器楽学科を廃止する。

附 則（2013年4月1日）

この学則は、2013年4月1日から施行する。

2013年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2014年4月1日）

この学則は、2014年4月1日から施行する。

2014年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2015年4月1日）

この学則は、2015年4月1日から施行する。

2015年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。ただし、第1条の2、第15条、第30条、第41条、第49条、第50条、第53条、第54条、第63条、第64条については在籍する全学生に適用する。

附 則（2016年4月1日）

この学則は、2016年4月1日から施行する。

2016年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2017年4月1日）

この学則は、2017年4月1日から施行する。

2017年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

附 則（2018年4月1日）

この学則は、2018年4月1日から施行する。

2018年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者については、当該入学年度の旧学則を適用する。

ただし、第33条 第1項（1）別表第Ⅰの備考欄に※印の記載がある科目については、2018年3月31日以前に大阪音楽大学音楽学部 に在学する者に適用するものとし、必要な事項については別に定める。

別表第 I (第33条(1)関係) 卒業要件に関する科目

学部学科 の名称		学科目 の名称	授 業 科 目	必 修 単位数	選 択 単位数	備 考			
音 楽 学 部	音 楽 学 科	専 門 教 育 科 目 (必 修)	作曲Ⅰ		3	33単位必修とする ただし、ミュージックコミュニケーション専攻は、27単位必修とする			
			作曲Ⅱ		3				
			作曲Ⅲ		3				
			作曲Ⅳ		3				
			作曲Ⅴ		3				
			作曲Ⅵ		3				
			作曲Ⅶ		3				
			作曲Ⅷ		3				
			作曲Ⅷ		3				
			作曲専攻		3				
			ミュージッククリエーション専攻		3				
			ミュージックコミュニケーション専攻		3				
			声楽専攻		3				
			ピアノ専攻		3				
			バイオリン専攻		3				
			管楽器専攻		3				
			弦楽器専攻		3				
			打楽器専攻		3				
			ギター・マンドリン専攻		3				
			邦楽専攻		3				
			ジャズ専攻		3				
			電子オルガン専攻		3				
							ヘーシック・コンポジションⅠ		1
							ヘーシック・コンポジションⅡ		1
							フィルム・スコアリング基礎A		2
							フィルム・スコアリング基礎B		2
							フィルム・スコアリング応用A		1
							フィルム・スコアリング応用B		1
							ショートコンテンツ実践基礎A		2
							ショートコンテンツ実践基礎B		2
			ショートコンテンツ実践応用A		1				
			ショートコンテンツ実践応用B		1				
			ポピュラーソング・コンポジション基礎A		2				
			ポピュラーソング・コンポジション基礎B		2				
			ポピュラーソング・コンポジション応用A		1				
			ポピュラーソング・コンポジション応用B		1				
			音楽ジャンル研究A		2				
			音楽ジャンル研究B		2				
			ミュージックコミュニケーション演習AⅢ		1				
			ミュージックコミュニケーション演習BⅢ		1				
			ミュージックコミュニケーション演習AⅣ		1				
			ミュージックコミュニケーション演習BⅣ		1				
			ミュージックコミュニケーション演習AⅤ		1				
			ミュージックコミュニケーション演習BⅤ		1				
			ミュージックコミュニケーション演習AⅥ		1				
			ミュージックコミュニケーション演習BⅥ		1				
			ミュージックコミュニケーション演習AⅦ		1				
			ミュージックコミュニケーション演習BⅦ		1				
			ミュージックコミュニケーション演習AⅧ		1				
			ミュージックコミュニケーション演習BⅧ		1				
			音楽情報発信A		1				
			音楽情報発信B		1				

	声乐 I	3
	声乐 II	3
	声乐 III	3
	声乐 IV	3
	声乐 V	3
	声乐 VI	3
	声乐 VII	3
	声乐 VIII	3
	ピアノ I	3
	ピアノ II	3
	ピアノ III	3
	ピアノ IV	3
	ピアノ V	3
	ピアノ VI	3
	ピアノ VII	3
	ピアノ VIII	3
	ピアノ AA I	4
	ピアノ AA II	4
	ピアノ AA III	4
	ピアノ AA IV	4
	ピアノ AA V	4
	ピアノ AA VI	4
	パイプオルガン I	3
	パイプオルガン II	3
	パイプオルガン III	3
	パイプオルガン IV	3
	パイプオルガン V	3
	パイプオルガン VI	3
	パイプオルガン VII	3
	パイプオルガン VIII	3
	管楽器 I	3
	管楽器 II	3
	管楽器 III	3
	管楽器 IV	3
	管楽器 V	3
	管楽器 VI	3
	管楽器 VII	3
	管楽器 VIII	3
	弦楽器 I	3
	弦楽器 II	3
	弦楽器 III	3
	弦楽器 IV	3
	弦楽器 V	3

弦楽器Ⅵ	3
弦楽器Ⅶ	3
弦楽器Ⅷ	3
弦楽器特AⅠ	4
弦楽器特AⅡ	4
弦楽器特AⅢ	4
弦楽器特AⅣ	4
弦楽器特AⅤ	4
弦楽器特AⅥ	4
打楽器Ⅰ	3
打楽器Ⅱ	3
打楽器Ⅲ	3
打楽器Ⅳ	3
打楽器Ⅴ	3
打楽器Ⅵ	3
打楽器Ⅶ	3
打楽器Ⅷ	3
クラシックギターⅠ	3
クラシックギターⅡ	3
クラシックギターⅢ	3
クラシックギターⅣ	3
クラシックギターⅤ	3
クラシックギターⅥ	3
クラシックギターⅦ	3
クラシックギターⅧ	3
マンドリンⅠ	3
マンドリンⅡ	3
マンドリンⅢ	3
マンドリンⅣ	3
マンドリンⅤ	3
マンドリンⅥ	3
マンドリンⅦ	3
マンドリンⅧ	3
邦楽楽器AⅠ	3
邦楽楽器AⅡ	3
邦楽楽器AⅢ	3
邦楽楽器AⅣ	3
邦楽楽器AⅤ	3
邦楽楽器AⅥ	3
邦楽楽器AⅦ	3
邦楽楽器AⅧ	3
ジャズⅠ	3
ジャズⅡ	3

	ジャズⅢ		3	
	ジャズⅣ		3	
	ジャズⅤ		3	
	ジャズⅥ		3	
	ジャズⅦ		3	
	ジャズⅧ		3	
	電子オルガンⅠ		3	
	電子オルガンⅡ		3	
	電子オルガンⅢ		3	
	電子オルガンⅣ		3	
	電子オルガンⅤ		3	
	電子オルガンⅥ		3	
	電子オルガンⅦ		3	
	電子オルガンⅧ		3	
	西洋音楽史概説A	2		
	西洋音楽史概説B	2		
	音楽基礎セミナー	1		
	卒業作品又は卒業研究又は卒業演奏	4		
	計	9	374	
専門教育科目 (選択)	作曲・音楽理論Ⅰ		1	47単位以上修得とする
	作曲・音楽理論Ⅱ		1	ただし、ミュージックコミュニケーション専攻は、53単位以上必修とする
	作曲・音楽理論Ⅲ		1	
	作曲・音楽理論Ⅳ		1	
	楽曲分析AⅠ		1	
	楽曲分析BⅠ		1	
	楽曲分析AⅡ		1	
	楽曲分析BⅡ		1	
	楽曲分析AⅢ		1	
	楽曲分析BⅢ		1	
	楽曲分析AⅣ		1	
	楽曲分析BⅣ		1	
	スコアリーダーディングA		1	
	スコアリーダーディングB		1	
	副科管・弦・打楽器Ⅰ		1.5	
	副科管・弦・打楽器Ⅱ		1.5	
	副科管・弦・打楽器Ⅲ		1.5	
	副科管・弦・打楽器Ⅳ		1.5	
	ベーシック・コンポジションⅢ		1	
	ベーシック・コンポジションⅣ		1	
	ベーシック・コンポジションⅤ		1	
	ベーシック・コンポジションⅥ		1	
コンピューターミュージック演習A		1		
コンピューターミュージック演習B		1		

卒業作品研究A	0.5
卒業作品研究B	0.5
コードブック・ログレクション演習A	1
コードブック・ログレクション演習B	1
ポピュラー音楽構造演習 (ギター・キーボード)	1
ポピュラー音楽構造演習 (ドラム・ベース)	1
副科ポピュラーピアノ演習A I	1
副科ポピュラーピアノ演習B I	1
副科ポピュラーピアノ演習A II	1
副科ポピュラーピアノ演習B II	1
クリエイティブ・ヴォーカル演習A I	1
クリエイティブ・ヴォーカル演習B I	1
クリエイティブ・ヴォーカル演習A II	1
クリエイティブ・ヴォーカル演習B II	1
ミュージックコミュニケーション演習A I	1
ミュージックコミュニケーション演習B I	1
ミュージックコミュニケーション演習A II	1
ミュージックコミュニケーション演習B II	1
音楽著作権	2
文化政策と音楽	2
会計学概論	2
メディア論	1
音楽ジャーナリズム	1
音楽ホール運営論	2
音楽ホール運営実践演習	1
関西音楽文化史演習A	1
関西音楽文化史演習B	1
音楽文章セミナー	1
音楽美学	2
ミュージカル史	2
ジャズ音楽論	2
ポピュラー音楽論	2
西洋音楽史概説C	2
日本伝統音楽概説	2
諸民族の音楽	2
声楽基礎演習A I	1
声楽基礎演習B I	1
声楽基礎演習A II	1
声楽基礎演習B II	1
合唱A I	1
合唱B I	1
合唱A II	1

	合唱B II	1
	合唱A III	1
	合唱B III	1
	合唱C	1
	合唱D	1
	オペラ研究A I	1
	オペラ研究B I	1
	演技演習A I	1
	演技演習B I	1
	演技演習A II	1
	演技演習B II	1
	ピアノ基礎講座A I	2
	ピアノ基礎講座B I	2
	ピアノ基礎講座A II	2
	ピアノ基礎講座B II	2
	ピアノ初歩教材研究演習A	1
	ピアノ初歩教材研究演習B	1
	音楽指導者のための人間発達論	1
	身体表現指導法	1
	グルーブレッスン指導法A	1
	グルーブレッスン指導法B	1
	ピアノ指導法A	1
	ピアノ指導法B	1
	指導者基礎演習 I	1
	指導者基礎演習 II	1
	指導者基礎演習 III	1
	指導者基礎演習 IV	1
	指導者ソルフエージュ I	1
	指導者ソルフエージュ II	1
	指導者ソルフエージュ III	1
	指導者ソルフエージュ IV	1
	音楽教室運営法	2
	指導者応用演習 (ソルフエージュ) I	1
	指導者応用演習 (ソルフエージュ) II	1
	指導者応用演習 (ソルフエージュ) III	1
	指導者応用演習 (ソルフエージュ) IV	1
	指導者応用演習 (音楽理論) I	1
	指導者応用演習 (音楽理論) II	1
	指導者応用演習 (音楽理論) III	1
	指導者応用演習 (音楽理論) IV	1
	ピアノ AA VII	4
	ピアノ AA VIII	4
	ピアノ 特B I	1

ピアノ 特B II	1
ピアノ 特B III	1
ピアノ 特B IV	1
ピアノ 特B V	1
ピアノ 特B VI	1
ピアノ 特B VII	1
ピアノ 特B VIII	1
ピアノ演習 特A I	1
ピアノ演習 特B I	1
ピアノ演習 特A II	1
ピアノ演習 特B II	1
ピアノ演習 特A III	1
ピアノ演習 特B III	1
通奏低音奏法A	1
通奏低音奏法B	1
通奏低音奏法C	1
通奏低音奏法D	1
オルガン基礎理論A	2
オルガン基礎理論B	2
オルガン音楽史A	2
オルガン音楽史B	2
オルガン構造学A	2
オルガン構造学B	2
弦楽器特A VII	4
弦楽器特A VIII	4
邦楽楽器B I	2
邦楽楽器B II	2
邦楽楽器B III	2
邦楽楽器B IV	2
邦楽楽器B V	2
邦楽楽器B VI	2
邦楽楽器B VII	2
邦楽楽器B VIII	2
邦楽探訪	2
電子オルガンクラシック基礎演習 I	1
電子オルガンクラシック基礎演習 II	1
電子オルガンクラシック基礎演習 III	1
電子オルガンクラシック基礎演習 IV	1
電子オルガンシンセサイザー・ポピュラー基礎演習 I	1
電子オルガンシンセサイザー・ポピュラー基礎演習 II	1
電子オルガンシンセサイザー・ポピュラー基礎演習 III	1
電子オルガンシンセサイザー・ポピュラー基礎演習 IV	1
電子オルガンクラシック応用演習 I	1

電子オルガンのクラシック応用演習Ⅱ	1
電子オルガンのクラシック応用演習Ⅲ	1
電子オルガンのクラシック応用演習Ⅳ	1
電子オルガンのジャズ・ポピュラー応用演習Ⅰ	1
電子オルガンのジャズ・ポピュラー応用演習Ⅱ	1
電子オルガンのジャズ・ポピュラー応用演習Ⅲ	1
電子オルガンのジャズ・ポピュラー応用演習Ⅳ	1
楽曲制作実践Ⅰ	1
楽曲制作実践Ⅱ	1
楽曲制作実践Ⅲ	1
楽曲制作実践Ⅳ	1
フレグティカル・ステージⅠAⅠ	1
フレグティカル・ステージⅠBⅠ	1
フレグティカル・ステージⅠAⅡ	1
フレグティカル・ステージⅠBⅡ	1
フレグティカル・ステージⅠAⅢ	1
フレグティカル・ステージⅠBⅢ	1
フレグティカル・ステージⅠAⅣ	1
フレグティカル・ステージⅠBⅣ	1
レパートリー実践Ⅰ	1
レパートリー実践Ⅱ	1
レパートリー実践Ⅲ	1
レパートリー実践Ⅳ	1
レパートリー実践Ⅴ	1
レパートリー実践Ⅵ	1
ジャズ・アンサンブルⅠ	1
ジャズ・アンサンブルⅡ	1
ジャズ・アンサンブルⅢ	1
ジャズ・アンサンブルⅣ	1
ジャズ・アンサンブルⅤ	1
ジャズ・アンサンブルⅥ	1
ジャズ・アンサンブルⅦ	1
ジャズ・アンサンブルⅧ	1
ジャズ・パフォーマンスⅠ	1
ジャズ・パフォーマンスⅡ	1
ジャズ・パフォーマンスⅢ	1
ジャズ・パフォーマンスⅣ	1
ジャズ・パフォーマンスⅤ	1
ジャズ・パフォーマンスⅥ	1
ジャズ・パフォーマンスⅦ	1
ジャズ・パフォーマンスⅧ	1
バンド・パフォーマンスⅠ	1
バンド・パフォーマンスⅡ	1

バンド・パフォーマンスⅢ	1
バンド・パフォーマンスⅣ	1
アドバンスト・ジャズ・セオリーⅠ	1
アドバンスト・ジャズ・セオリーⅡ	1
ジャズ・リズム演習Ⅰ	1
ジャズ・リズム演習Ⅱ	1
クラシックギター基礎演習AⅠ	1
クラシックギター基礎演習BⅠ	1
クラシックギター基礎演習AⅡ	1
クラシックギター基礎演習BⅡ	1
マンドリン基礎演習AⅠ	1
マンドリン基礎演習BⅠ	1
マンドリン基礎演習AⅡ	1
マンドリン基礎演習BⅡ	1
コンピューター音楽研究AⅠ	1
コンピューター音楽研究BⅠ	1
コンピューター音楽研究AⅡ	1
コンピューター音楽研究BⅡ	1
現代音楽演習A	1
現代音楽演習B	1
音楽専門英文講読	1
音楽心理学A	2
音楽心理学B	2
楽器学	2
民族音楽学	2
民族音楽演奏演習A	1
民族音楽演奏演習B	1
西洋古楽概論	2
西洋古楽演奏演習A	1
西洋古楽演奏演習B	1
チェンバロ演習AⅠ	1
チェンバロ演習BⅠ	1
チェンバロ演習AⅡ	1
チェンバロ演習BⅡ	1
ソルフェージュⅠ	1
ソルフェージュⅡ	1
ソルフェージュⅢ	1
ソルフェージュⅣ	1
ソルフェージュⅤ	1
ソルフェージュⅥ	1
ソルフェージュⅦ	1
ソルフェージュⅧ	1
ソルフェージュⅨ	1

ソルフェージュ X	1
視唱 A	1
視唱 B	1
聴音 A	1
聴音 B	1
視奏 A	1
視奏 B	1
リズムソルフェージュ A	1
リズムソルフェージュ B	1
ソルフェージュ教育法 A	1
ソルフェージュ教育法 B	1
副科声楽演習 A I	1
副科声楽演習 B I	1
副科声楽演習 A II	1
副科声楽演習 B II	1
副科声楽 I	1.5
副科声楽 II	1.5
副科声楽 III	1.5
副科声楽 IV	1.5
舞台研究 A	1
舞台研究 B	1
副科鍵盤楽器 I	1.5
副科鍵盤楽器 II	1.5
副科鍵盤楽器演習 A I	1
副科鍵盤楽器演習 B I	1
副科鍵盤楽器演習 A II	1
副科鍵盤楽器演習 B II	1
副科鍵盤楽器 III	1.5
副科鍵盤楽器 IV	1.5
副科鍵盤楽器 V	1.5
副科鍵盤楽器 VI	1.5
副科鍵盤楽器 VII	1.5
副科鍵盤楽器 VIII	1.5
ジャズ・ピアノ演習 I	1 ※
ジャズ・ピアノ演習 II	1 ※
指揮法 I	2
指揮法 A II	1
指揮法 B II	1
指揮法 A III	1
指揮法 B III	1
指揮法 A IV	1
指揮法 B IV	1
音楽療法概説 I	2

音楽療法概説Ⅱ	2
音楽療法A	2
音楽療法B	2
音楽療法C	2
音楽療法D	2
音楽療法応用技法	1
管弦楽法A	1
管弦楽法B	1
デ・スクトップ・ミュージック演習A	1
デ・スクトップ・ミュージック演習B	1
近代和声法A	1
近代和声法B	1
対位法Ⅰ	1
対位法Ⅱ	1
吹奏楽作品分析	1
吹奏楽を素材とした音楽指導A	2
吹奏楽を素材とした音楽指導B	2
西洋古典舞踏A	1
西洋古典舞踏B	1
舞台論特別実習	1
演奏論特別実習	1
伴奏特別実習Ⅰ	1
伴奏特別実習Ⅱ	1
創作活動特別実習	1
インターンシップ 特別実習Ⅰ	1
インターンシップ 特別実習Ⅱ	1
社会活動特別実習	1
スコアリーディング基礎学習A	1
スコアリーディング基礎学習B	1
ピアノ構造論	2
ピアノ教授法	2
管弦楽法概論	2
管弦楽法研究	1
音楽形式学A	2
音楽形式学B	2
器楽合奏（リコーダー）Ⅰ	1
器楽合奏（リコーダー）Ⅱ	1
器楽合奏（打楽器）Ⅰ	1
器楽合奏（打楽器）Ⅱ	1
器楽合奏（ギター）Ⅰ	1
器楽合奏（ギター）Ⅱ	1
副科弦楽合奏（ヴァイオリン）A	1
副科弦楽合奏（ヴァイオリン）B	1

	副科弦楽合奏（チェロ）A	1
	副科弦楽合奏（チェロ）B	1
	副科吹奏楽A	1
	副科吹奏楽B	1
	マーチング指導法	2
	副科邦楽合奏（箏）A	1
	副科邦楽合奏（箏）B	1
	副科邦楽合奏（三絃）A	1
	副科邦楽合奏（三絃）B	1
	副科邦楽合奏（尺八）A	1
	副科邦楽合奏（尺八）B	1
	副科邦楽合奏（胡弓）A	1
	副科邦楽合奏（胡弓）B	1
	雅楽A I	1
	雅楽B I	1
	雅楽A II	1
	雅楽B II	1
	電子オルガンA I	1
	電子オルガンB I	1
	電子オルガンA II	1
	電子オルガンB II	1
	歌曲作品研究A	1
	歌曲作品研究B	1
	オラトリオ研究A	1
	重唱研究A	1
	オラトリオ研究B	1
	重唱研究B	1
	オペラ研究A II	1
	オペラ研究B II	1
	歌曲研究A I	1
	歌曲研究B I	1
	歌曲研究A II	1
	歌曲研究B II	1
	演技演習A III	1
	演技演習B III	1
	イタリア詩歌演習A	1
	イタリア詩歌演習B	1
	ドイツ詩歌演習A	1
	ドイツ詩歌演習B	1
	オペラ特別演習	2
	歌曲特別演習	2
	歌唱表現特別研究	1
	オペラ実習A	1

オペラ実習B	1
音楽通論I	1
音楽通論II	1
音楽理論I	1
音楽理論II	1
音楽理論III	1
音楽理論IV	1
楽曲研究	2
和声法	1
作曲・編曲法A	1
作曲・編曲法B	1
ジャズ編曲法I	1
ジャズ編曲法II	1
ジャズ編曲法III	1
ジャズ編曲法IV	1
ジャズ編曲法V	1
ジャズ編曲法VI	1
器楽アンサンブルA	1
器楽アンサンブルB	1
声楽伴奏法A	1
声楽伴奏法B	1
弦楽器特B I	1
弦楽器特B II	1
弦楽器特B III	1
弦楽器特B IV	1
弦楽器特B V	1
弦楽器特B VI	1
弦楽器特B VII	1
弦楽器特B VIII	1
室内楽(鍵盤と弦)A I	1
室内楽(鍵盤と弦)B I	1
室内楽(鍵盤と弦)A II	1
室内楽(鍵盤と弦)B II	1
初見視奏	1
ピアノアンサンブルA I	1
ピアノアンサンブルB I	1
ピアノアンサンブルA II	1
ピアノアンサンブルB II	1
ピアノアンサンブルA III	1
ピアノアンサンブルB III	1
ピアノ演奏法A I	1
ピアノ演奏法B I	1
ピアノ演奏法A II	1

ピアノ演奏法BⅡ	1
ドイツト歌唱・伴奏研究AⅠ	1
ドイツト歌唱・伴奏研究BⅠ	1
ドイツト歌唱・伴奏研究AⅡ	1
ドイツト歌唱・伴奏研究BⅡ	1
専門合奏Ⅰ	2
専門合奏Ⅱ	2
専門合奏Ⅲ	2
専門合奏Ⅳ	2
専門合奏Ⅴ	2
専門合奏Ⅵ	2
専門合奏Ⅶ	2
専門合奏Ⅷ	2
オーケストラⅠ	2
オーケストラⅡ	2
オーケストラⅢ	2
オーケストラⅣ	2
オーケストラⅤ	2
オーケストラⅥ	2
オーケストラⅦ	2
オーケストラⅧ	2
吹奏楽Ⅰ	2
吹奏楽Ⅱ	2
吹奏楽Ⅲ	2
吹奏楽Ⅳ	2
吹奏楽Ⅴ	2
吹奏楽Ⅵ	2
吹奏楽Ⅶ	2
吹奏楽Ⅷ	2
専門特殊研究演習(ピアノ)AⅠ	1
専門特殊研究演習(ピアノ)BⅠ	1
専門特殊研究演習(ピアノ)AⅡ	1
専門特殊研究演習(ピアノ)BⅡ	1
専門特殊研究(ピアノ)AⅠ	1
専門特殊研究(ピアノ)BⅠ	1
専門特殊研究(ピアノ)AⅡ	1
専門特殊研究(ピアノ)BⅡ	1
専門特殊研究(弦)AⅠ	1
専門特殊研究(弦)BⅠ	1
専門特殊研究(弦)AⅡ	1
専門特殊研究(弦)BⅡ	1
専門特殊研究(弦)AⅢ	1
専門特殊研究(弦)BⅢ	1

	専門特殊研究(弦) AⅣ		1	
	専門特殊研究(弦) BⅣ		1	
	室内楽Ⅰ		1	
	室内楽Ⅱ		1	
	室内楽Ⅲ		1	
	室内楽Ⅳ		1	
	室内楽Ⅴ		1	
	室内楽Ⅵ		1	
	計		558	
一般 教育 科目	教養基礎セミナー	1		21単位以上必修とする
	からだと健康美		2	※
	文学		2	
	哲学		2	
	日本国憲法		2	
	西洋文化史		2	
	心理学		2	
	音響学		2	
	文化人類学入門		2	※
	文化とオペラ		2	
	現代アート論		2	※
	メディア論入門		2	※
	データ分析		2	※
	日本語ライティングA		1	
	日本語ライティングB		1	
	クリティカル・シンキング		1	
	音楽活動ポートフォリオ		1	
	キャリアプラン		2	※
	情報処理概論A		2	
	情報処理概論B		2	
情報処理概論C		2		
時事問題ステーション		2		
	計	1	38	
保健体 育科目	体育A	1		2単位必修とする
	体育B	1		
	計	2		
外国 語科 目	英語AⅠ		1	8単位以上修得とする
	英語AⅡ		1	
	英語AⅢ		1	
	英語AⅣ		1	
	英語BⅠ		1	
	英語BⅡ		1	
	英語BⅢ		1	
	英語BⅣ		1	

ドイツ語AⅠ	1	
ドイツ語AⅡ	1	
ドイツ語AⅢ	1	
ドイツ語AⅣ	1	
ドイツ語BⅠ	1	
ドイツ語BⅡ	1	
ドイツ語BⅢ	1	
ドイツ語BⅣ	1	いずれか1カ国語
フランス語AⅠ	1	I・II・III・IV
フランス語AⅡ	1	8単位必修とする
フランス語AⅢ	1	
フランス語AⅣ	1	
フランス語BⅠ	1	
フランス語BⅡ	1	
フランス語BⅢ	1	
フランス語BⅣ	1	
イタリア語AⅠ	1	
イタリア語AⅡ	1	
イタリア語AⅢ	1	
イタリア語AⅣ	1	
イタリア語BⅠ	1	
イタリア語BⅡ	1	
イタリア語BⅢ	1	
イタリア語BⅣ	1	
速習外国語（ドイツ語）Ⅰ	1	
速習外国語（ドイツ語）Ⅱ	1	
速習外国語（フランス語）Ⅰ	1	
速習外国語（フランス語）Ⅱ	1	
速習外国語（イタリア語）Ⅰ	1	
速習外国語（イタリア語）Ⅱ	1	
アドバンス英語Ⅰ	1	
アドバンス英語Ⅱ	1	
応用外国語（ドイツ語）Ⅰ	1	
応用外国語（ドイツ語）Ⅱ	1	
応用外国語（フランス語）Ⅰ	1	
応用外国語（フランス語）Ⅱ	1	
応用外国語（イタリア語）Ⅰ	1	
応用外国語（イタリア語）Ⅱ	1	
英語コミュニケーションA	1	
英語コミュニケーションB	1	
ドイツ語コミュニケーションA	1	
ドイツ語コミュニケーションB	1	
フランス語コミュニケーションA	1	

		フランス語コミュニケーションB	1
		イタリア語コミュニケーションA	1
		イタリア語コミュニケーションB	1
		海外提携校外国語実習Ⅰ	1
		海外提携校外国語実習Ⅱ	1
		海外提携校外国語実習Ⅲ	1
		海外提携校外国語実習Ⅳ	1
		計	58

別表第Ⅱ(第33条(2)関係) 教職に関する科目

学部学科 の名称		学科 目の 名称	授 業 科 目	必修 単位数	選択 単位数	備 考			
音楽学部	音楽学科	教職に関する科目	教職入門	2		2	括弧内の数字は、教育職員免許法第5条別表第1備考第9号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。		
			教育学概論A	2		6			
			教育学概論B	2		(5)			
			教育心理学	2					
			教育課程論	2		4		15	(8)
			音楽科指導法Ⅰ	2					
			音楽科指導法Ⅱ	2					
			音楽科指導法Ⅲ		1				
			音楽科教育法(合唱)		2				
			音楽科教育法(リコーダー)		2				
			音楽科教育法(創作)		2				
			特別活動の指導法	1					
			道徳教育論	2					
			教育方法論	2					
			生徒指導論A(教育相談を含む。)	2		4		中免のみ	
			生徒指導論B(進路指導を含む。)	2		(2)			
			教育実習の指導	1		5			
			教育実習A	2		(3)		中免のみ	
			教育実習B	2					
			教職実践演習(中・高)	2		2			
			計	30	7	34(18)単位以上修得			
			総合的な学習の時間の指導法		1	教科又は教職に関する科目			
			特別支援教育概論		2				
教育学特論		2							
教育と人権		2							
青年心理学		2							
計	0	9							
計	30	16							

<注記> 本表に掲げる科目のうち、教育学概論A、教育学概論B、教育心理学は卒業要件単位に算入する。

別表第三－(1)(第45条関係) 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料、入学検定料及び
実技履修料の金額

<全専攻(ミュージックコミュニケーション専攻除)>

	金 額	摘 要
授 業 料	1,380,000円	年額(各年度適用)
施 設 費	650,000円	年額(各年度適用)
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(2年次以降)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	

<ミュージックコミュニケーション専攻>

	金 額	摘 要
授 業 料	1,000,000円	年額(各年度適用)
施 設 費	400,000円	年額(各年度適用)
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(2年次以降)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	
実 技 履 修 料 (履修希望者のみ)	1単位に付 20,000円	

別表第三－(2)(第45条関係) 授業料、施設費、入学金、教職課程履修料、在籍料及び入学検定料及び
実技履修料の金額

<全専攻(ミュージックコミュニケーション専攻除)>

	金 額	摘 要
授 業 料	1,630,000円	年額(各年度適用)
施 設 費	400,000円	年額(各年度適用)
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額(各年度適用)
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額(各年度適用)
入 学 検 定 料	35,000円	

<ミュージックコミュニケーション専攻>

	金 額	摘 要
授 業 料	1,200,000円	年額（各年度適用）
施 設 費	200,000円	年額（各年度適用）
入 学 金	200,000円	
教職課程履修料 (履修希望者のみ)	60,000円	年額（各年度適用）
在 籍 料 (休学期間中のみ)	90,000円	年額（各年度適用）
入 学 検 定 料	35,000円	
実 技 履 修 料 (履修希望者のみ)	1単位に付 20,000円	

別表第IV－(1)（第57条関係） 科目等履修生の納付金

出 願 料		10,000円
履 修 料	講 義	1単位に付 20,000円
	演 習	1単位に付 40,000円
	実 習	1単位に付 40,000円

別表第IV－(2)（第57条関係） 聴講生の納付金

出 願 料		10,000円
聴 講 料	講 義	1単位に付 15,000円
	演 習	1単位に付 30,000円
	実 習	1単位に付 30,000円